

「市街化調整区域内では建築物は建てられません！」

＜建築物を伴わない土地利用をお願いします＞

都市計画局 都市景観部 開発指導課
都市計画局 建築指導部 建築安全推進課

都市計画法に基づく市街化調整区域内におきましては、建築物は原則として建てることはできません。基礎の有無にかかわらず、屋根と柱又は屋根と壁で成り立つものは、全て建築物に該当するため、以下のようなものも建てることはできません。

単管組上屋



自走しない車両



ユニットハウス



コンテナ



※車両として使用されずに事務所や倉庫として使用されているもの

※ユニットハウス・コンテナは存置するだけでも建築物です！

＜適正な土地利用をお願いします＞

建築物の建築は規制されていますが、建築物を伴わない資材置場等の土地利用は可能です。

また、資材を収納するために設置する、ごく小規模で鋼製の置型物置（奥行1.0m以内または高さ1.4m以内のもの）は、建築規制の対象外となる場合があります。

まずは、京都市までご相談ください。

※お問合せ： 開発指導課 指導担当 TEL 222-3558
建築安全推進課 指導担当 TEL 222-3613

＜適正な土地利用のために＞

建築物の新築や増築ができないことはもとより、既存建築物の違反については、当該建築物の所有者又は使用者自らが、撤去等の是正措置を行っていただくことが必要です。

京都市では、こうした違反建築対策を随時行っており、自主的に撤去等の是正措置を行っていただけない違反建築物の所有者又は使用者に対しては、必要に応じて法令に基づく行政処分（除去命令等）を実施し、違反状態の早期是正に努めています。

違反建築物の自主撤去等の是正措置は、違反建築物を現に所有又は使用されている方の責務です！